

和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札において付す条件である「和歌山県内の支店、営業所等」の認定基準の運用について

和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札において付す条件である「和歌山県内の支店、営業所等」の認定基準（以下「基準」という。）の詳細につき、次のように定める。

1 営業所等の定義

(1) 商号を表す看板等について

来客者用の出入り口等見やすい位置及び郵便受けに商号が記載されたものが掲示されていること。

(2) 電話について

ア 種類

固定電話であること。

イ 転送の制限

営業活動等のため職員が不在となる場合を除き、転送されていないこと。なお、転送先は、当該営業所等職員の携帯電話・本店又は他の支店に限るものとする。

(3) 電気等の設備について

電気設備、トイレその他の設備が常時使用可能であること。

(4) 独立性を有することについて

ア 机、椅子、電話、パソコン等各種事務用品が当該営業所等専用のものであること。

イ 出入口が当該営業所等専用のものであり、かつ施錠可能なこと。

ウ 住居専用物件等の場合は、営業所等として使用することにつき制限を受けていないこと。

2 適用

この規定は、令和3・4年度以降入札参加資格の認定を受ける者が設置する営業所等に適用する。